

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第99号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（合併認証申請書） 第11条 条例第6条の規則で定める申請書は、様式第11号のとおりとする。</p> <p>（内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧） 第13条 条例第7条の規定による書類の写しの閲覧については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。</p>	<p>（合併認証申請書） 第11条 条例第5条の規則で定める申請書は、様式第11号のとおりとする。</p> <p>（内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧） 第13条 条例第6条の規定による書類の写しの閲覧については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。